

健康長寿とちぎづくり推進県民会議規約

(名称)

第1条 この会は、健康長寿とちぎづくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 県民会議は、健康長寿とちぎづくり推進条例（平成25年栃木県条例第70号）の第19条第2項の規定に基づき、健康長寿とちぎづくりに関する社会的気運を醸成するために県を挙げて行う健康長寿とちぎづくり県民運動を推進することを目的とする。

(構成)

第3条 県民会議は、会員をもって構成する。

2 会員は、県、市町村、前条の目的に賛同する健康づくり関係者及び事業者等とする。

(役割)

第4条 県民会議は、目的を達成するため、次の役割を担う。

- (1) 健康長寿とちぎづくりの推進に関する社会的気運の醸成に関すること。
- (2) その他健康長寿とちぎづくり県民運動の推進に関すること。

(会員の取組)

第5条 会員は、それぞれ特長及び特性を活かし、次のいずれかの事項に主体的に取り組むものとする。

- (1) 県民の健康づくりの支援
- (2) 従業員等の健康づくりの推進

(会長)

第6条 県民会議に会長を置く。

- 2 会長は、栃木県知事をもって充てる。
- 3 会長は、県民会議を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。

(幹事会)

第7条 県民会議に、幹事をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、会長が指名する。
- 3 幹事の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選により選任する。
- 5 幹事長は幹事会を主宰する。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 県民会議の活動方針に関すること。
 - (2) 規約の改廃に関すること。
 - (3) その他幹事長が必要と認めること。
- 7 幹事会は公開とする。
- 8 幹事会の議事は、幹事の過半数を定足数とし、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は幹事長の決するところによる。

(事務局)

第8条 県民会議の事務局は、栃木県保健福祉部健康増進課内に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年9月3日から施行する。

この規約は、平成30年6月28日から施行する。